

## 食と緑の基本計画推進会議設置要領

### (目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」(以下、「基本計画」という。)における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

### (構成員)

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農業水産局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

### (座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第5 推進会議は、農業水産局長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6 推進会議の事務局は、農業水産局農政部農政課内に置く。

### (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。